

国土交通省が実施する那覇空港エプロン拡張事業に伴う防衛施設撤去に係る確認書

国土交通省及び防衛省は、国土交通省が実施する那覇空港エプロン拡張事業（以下「エプロン拡張事業」という。）に伴う防衛施設の撤去について、次のとおり確認する。

第1条 エプロン拡張事業に伴い、防衛省が現在使用する区域（別図に掲げる斜線部分）に係る防衛施設（以下「防衛施設」という。）の撤去を行うものとする。

第2条 防衛施設の撤去における工事等の内容は、別表に掲げる施設とする。

2 国土交通省は、防衛施設の撤去に係る予算措置を講じるものとする。

3 国土交通省は、支出に関する事務を防衛省へ委任するものとする。

第3条 本確認書の実施の細部については、現地関係機関の間で別途協議して定めるものとする。

第4条 本確認書に定めのない事項については、必要に応じ別途協議して定めるものとする。

令和2年3月26日

国土交通省航空局航空ネットワーク部 空港計画課長

小池 慎一郎



防衛省整備計画局 施設計画課長

江原 康雄



工事区分		構造等	備考
建物			
1	管理棟	鉄筋コンクリート造	
2	油脂庫	鉄筋コンクリート造、ブロック造	
3	火薬庫	鉄筋コンクリート造	
4	機械室	鉄筋コンクリート造	
5	哨舎	ブロック造	
6	警衛所	簡易平屋建	
柵			
7	柵	鋼製網張	
8	門扉	鋼製網張	
舗床等			
9	舗装	アスファルト舗装、コンクリート舗装	
雨水排水施設			
10	側溝等	コンクリートブロック	
電気設備			
11	管路、マンホール等		
12	受配電施設		
通信設備			
13	管路、マンホール等		
給水設備			
14	管路、マンホール等		
排水設備			
15	管路、マンホール等		
その他			
16	調査工事		
17	設計		

※ 工事区分に掲げる施設は、これに付帯する施設、諸機材も含むものとする。

※ 工事区分にない埋設物等が確認された場合、今般の撤去に係る防衛施設とみなす。